

内閣委員會議録第三十三号

昭和三十年七月四日(月曜日)

午後二時七分開議

出席委員

委員長 宮澤 胤男君

理事 高橋 禎一君

理事 床次 徳二君

理事 森 三樹二君

長井 源君

眞崎 勝次君

大坪 保雄君

福井 順一君

飛鳥田 一雄君

長谷川 保君

鈴木 義男君

吉田 賢一君

出席國務大臣

厚生大臣 川崎 秀二君

國務大臣 大久保 次郎君

出席府政務委員

(總理府事務官) 三橋 則雄君

(恩給局長) 調達 長官 福島 俊太郎君

(防衛庁事務官) 郷村 新次郎君

(教育局長) 堀谷 直光君

(大蔵事務官) 窪谷 直光君

(管財局長) 田邊 繁雄君

厚生事務官(引揚援護局長) 田邊 繁雄君

委員外の出席者

専門員 龜井 川 浩君

専門員 小関 紹夫君

専門員 安倍 三郎君

七月一日

委員大橋武夫君辭任につき、その補

欠として小金義昭君が議長の指名で

第一類第一号 内閣委員會議録第三十三号 昭和三十年七月四日

委員に選任された。

同日

委員井上良二君辭任につき、その補

欠として鈴木義男君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員渡邊徳藏君、鈴木義男君及び矢

尾喜三郎君辭任につき、その補欠と

して長谷川保君、吉田賢一君及び受

田新吉君が議長の指名で委員に選任

された。

同日

委員中村高一君辭任につき、その補

欠として鈴木義男君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

理事田原春次君委員辭任につき、

その補欠として同君が理事に当選

した。

本日の會議に付した案件

理事の互選

恩給法の一部を改正する法律の一部

を改正する法律案(高橋等君外百十

一名提出、衆法第二八号)に対する

修正案(長谷川保君提出)

駐留軍の基地問題等に関する件

恩給法の一部を改正する法律の一部

を改正する法律案(關し海外同胞引

揚及び遺家族援護に関する調査特別

委員会より申し入れの修正意見に關

する件

○宮澤委員長 これより會議を開き

ます。

恩給法の一部を改正する法律の一

部を改正する法律案を議題といたし

ます。

この際、海外同胞引揚及び遺家族援

護に関する調査特別委員会より本案に

對し修正意見の申し入れがありますの

で、その内容を床次理事より説明いた

します。床次君。

○床次委員 まず要望事項を御説明申

し上げます。

未婚遺公務員については、その特殊

性にかんがみ現行恩給法中若年停止の

規定の適用を排除するとともに、未婚

遺公務員が死亡した場合の公務扶助料

については、その死亡した日の属する

月の翌月から支給することが妥当であ

ると思われ、これらに關し早

急に検討の上修正あらんことを要望

する。

というのが要望事項であります。

なお右の理由として二点あるのであ

りますが、理由の第一は、一、昭和二

十八年八月に施行された恩給法の一部

を改正する法律(以下單に「改正恩給

法」という)附則第三十条第二項但書

の規定により、未婚遺公務員の留守家

族に支給される普通恩給は、恩給法の

若年停止に關する規定の適用を受ける

ために、せっかく改正恩給法により留

守家族に与えられた特典も有名無実

に終る場合がしばしばあるが、未婚遺公

務員は外地にあるため現在内地におい

て労働能力を発揮することは全く不可

能な状態にあるのであるから、所定の

傷病疾病のために労働能力を失ってい

る者について若年停止を行わない旨の

現行規定の趣旨にかんがみ、未婚遺公

務員の留守家族に支給される普通恩給

については、若年停止に關する規定を

適用しないよう措置すべきである。

二、未婚遺公務員の遺族に支給される

扶助料は、改正恩給法施行前におい

て、未婚遺公務員の死亡のときにさか

のはって支給されていたが、改正恩給

法の施行によつて、その死亡が判明し

た日の属する月の翌月から支給される

こととなつたので、改正恩給法施行前

の取扱ひに比し、不利益をこうむるこ

となつた。本来死亡の日に遡及して

支給されるべきがその本質であるのに

かんがみ、未婚遺公務員の遺族がこう

むるかかる不利益を除去して、その援

護の充実をはかる必要がある。以上で

あります。

○宮澤委員長 この修正意見に對して

質疑がありますか。

○床次委員 ただいま申し上げました

ような理由で疑問が起つておるのであ

りますが、これに對する政府の御意見

を承わりたいと思ふ次第であります。

○三橋政府委員 今床次委員からの御

発言がありましたことに對しましてお

答へいたします。

第一点の問題でござりますが、今の

取扱ひはどうなつておるか申します

と、未婚遺公務員の受けるべき普通

恩給につきましては、この普通恩給は

留守家族の方に支給をしよう、こうい

う建前になつて法律の制度ができてお

るわけでござります。従いまして未婚

遺の公務員の方々に對しまして、現行

恩給法の規定に照しまして恩給が給さ

れない、こういう制度になつておれ

ば、自然留守家族の方にも恩給がいか

なということになるわけであります。

そこで今床次委員の御発言は、未婚遺

公務員に限つては、現行恩給法の規定

の中におきまして、若年停止に關する

規定を適用しない、こういうようにし

てしまつて、未婚遺公務員の方であ

れば、その年令のいかんを問はず年金

給を受けるべき權利を取得された場合

においては、金額の恩給を給付する、

こういうふう取扱ひを考へて、そし

て留守家族の方に恩給を給するよう

したらどうか、こういうお話だろ

う思います。これは一つの考へ方

でございまして、私たちの間におきま

して、今までの法律を作りますとき

は、それまでは考へなかつたので

あります。一応は未婚遺公務員の留守家

族の方々に對しましては、手当が出て

おる。そこで未婚遺公務員の方々に對

して現実に恩給が給される場合のこと

だけしか考へていなかったのでござ

います。今のお話のようにした場合に

は、今までの恩給は金がかからないと思

いますけれども、今床次委員の仰せら

れますような取扱ひをいたした場合に

おきますと金額が、どのくらいか

かについては見通しがつきかねるの

であります。その見通しがつきま

す、これは一つの政策の問題であり

まして理屈の問題ではないのであり

ます。今、今の御趣旨で希望される

ことは、さしつかえないことだと思

います。繰

り返して申し上げますが、財政的に

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

のくらしいの金になるかの見通しがついておられない、その点だけを私は懸念するわけであります。

それから第二の点でございますが、第二の点につきましては、先日この委員会におきまして受田委員からも御発言があった際にお答えしたのでございしますが、未帰還公務員の遺族に支給される扶助料に關しまして、御本人がなくなられまして、それが現実にはわかつたそのときを標準として考えるか、あるいは死亡の確證されたときを押えまして扶助料を支給するかという問題でございますが、一概に死亡の判明したとき、その死亡のときを押えまして扶助料を支給することは、遺族の方に有利の場合と不利の場合とが出てきて、必ずしも常に遺族の方に、死亡の判明したとき、その死亡のときを押えまして扶助料を支給する場合は有利と申し上げかねるというのを申し上げたわけでございます。

従いましては、死亡が確證されるまでは生存者としての取扱ひをして、普通恩給の権利を取得されておる方であれば、生存者としてその留守家族の方々に普通恩給を支給する、こういうことにしたいわけでございます。従いまして死亡が確證されましてから初めて遺族の方に扶助料を支給する取扱ひをします。扶助料の金額と普通恩給の金額とを比較いたしました場合には、普通恩給の方が多いわけでございますから、従いましてそういう場合には死亡の確證されたときを押えまして扶助料を支給するような措置をする方が遺族には有利ではないかと思ひます。ただ問題は、先日ここで答へいたしましたように、昭和二十八年の八月に旧軍

人及び遺族の方に恩給扶助料を支給する法律ができたわけでございますが、それまでに死亡されておった方について、間もなく死亡の確證された人たちのつきましては、お話のように、死亡の日を押える方が有利になるというのでは考えられるのであります。そういう方々についてごまごましい區別をいたしまして取扱ひをすることににつきましては、私相當慎重に考えなければいけないのじゃないかということ、先日は受田委員の御発言に對しましては、よく考へて善処するようにいたしますけれども、はっきりと必ず死亡の日を押えまして扶助料を支給する措置をとるということはまだ申し上げかねることであります。こういうふうに答へいたしたわけでございます。

○床次委員 ただいまの御答弁大體了承しましたが、その数については相當多數あるかどうか、あるいは調査はお待ちにならぬようでありますが、大體どんなふうにするか、承りたいたしたいと思います。

なおここにあります、先ほど理由として申し上げたのでありますが、内地において労働能力を發揮することが不可能の状態にありますが、恩給法その他につきまして傷病者と同じように未帰還者を取り扱うというふうなそういう特殊な取扱ひをしている例がほかにあるかどうか、この問題だけにこういうケースが起きているのかどうか伺ひたい。

○三橋政府委員 今の數の問題につきましては、ちよつと私はつきりしたことを申し上げかねるのでありますが、それは大ざっぱのことを申し上げられた

ら申し上げる方がいいのであります。が、それも急でありまして申しかねるところでございます。

第二の点につきましては、そういう今のお話のような取扱ひをしているものはほかにごさいません。

○受田委員 今の恩給局長の申されましてに關連してちよつとお尋ね申し上げたいのであります。局長さんの御答弁で、この死亡の日にかのほつて公務扶助料を支給することになる、普通恩給をもらふ場合と比較して、むしろ普通恩給を渡す方が有利なことがあるということでありまして、御承知のように、公務扶助料と普通恩給と比較して差が生ずるのは佐官級からであつて、階級の下の大數の公務員はどうしてもこの公務扶助料をもらふ方が有利である。しかもずつと死亡にさかのほつたところになりまして、有利な場合は公務扶助料として死亡にさかのほつていただく方が普通恩給をいただくよりも大數の人が恩給をいただくという点において有利である、こういうことになると思ふので

す。従つてこういう場合にはその恩給を受ける人の多い方に規定をかけたおく方が、法案の趣旨からいふならば筋が通るのではないかと思ひます。

もう一つは實際に死亡した日にさかのほつて扶助料を支給するというのが法案の建前からいふとも筋が通るのではないか。死亡確證の日から仮定のものに扶助料を支給されるということとは、この死亡から死亡確證までの空白を生ずるという点においては、これは妥當性を欠くと思ふのでありますが、この点について御考慮を願ひたいと思ひます。

○三橋政府委員 今のお話の金額の点でございますが、確かにそういうことはございします。そのような点につきましては、予算上の見通しをつけまして善処すべきものと思ひます。この点につきましてはお話のことはよく承わつておきます。

第二の死亡の確證のときを押えるか、現実の死亡の日をもつて押えるかという問題であります。これにつきましては、私はできることなら死亡の日をもつて処置することにいたしたいと考えております。ところで現実の問題をいましては、死亡の日と死亡確證の日との間に相當年月がありまして、死亡確證の日までは生存者として、他の關係庁において留守家族の方々が処遇されている、こういう事實などを考へまして、實は死亡確證で押えるというところに法制上なつていましてありますが、實際問題といたしまして考へました場合に、死亡の日にかのほつたものでございします。その死亡の日が死亡確證よりも何年も前という場合もございします。その場合におきまして、その間生存者として、すべての問題が処理されているのを全部くつがえしてしまつて、そうして數年前に死亡したものと恩給法上取り扱うこととがいかんにかにかつては、いろいろな点をやはり考へなくちゃいけない問題があるのではないか、こういうふうには私は考へておるのでございまして、今受田委員の仰せられましたことを全面的に私は否定するわけではございしません。そういうことはよく考へまして、どういふところまで今受田委員の仰せられるような考へ方を受け入れて、そうして処置すべきかというこ

とは考へていきたいと思つておるのであります。

○床次委員 過般審議中に一度質問いたしましたのでありますが、厚生大臣がいらなかつたために答弁をあとへ回していただいたのでありますけれども、実は今回の恩給法の改正案がいろいろ検討せられて、旧軍人に対し、また遺族に對しまして相當従来の懸案が解決せられんと思つてあることはまことに喜ばしいことと思つておるのであります。ただしこの中にわが日本人にあらざるとこの旧日本軍人というものがなほ日本におつたのでございまして、この旧日本軍人、現在外国人であります者の処遇に關しましては、結局恩給法におきましてこれは取り扱うべきものではないのであります。ために今回の改正法におきましては、ちろん対象の外に置かれておるわけでありまして、しかし現実においてこれらの者に対しては何かの措置をしなければまことに気の毒であるという状態については、争われない事實なんでありまして、この問題に對しましては、結局援護局すなわち厚生当局において御心配をいただくなければならぬ問題であると思ふのであります。現在戦犯として相當の數の者がおるのであります。これらの者があつては刑罰を終えましたが、これらのおきまして本國に帰るにいたしましたけれども、本國政府にいたしましては、いろいろの外交上の理由からこれに對して受け入れを拒むという状態であり、またこれらの者が日本において生活すること自体に對しまして、全く身寄りの少い立場にありまして、困難を感じておる状態であり、旧軍人という立場から申しますな

らば、日本人の軍人に対してそれぞれ
応急の措置があつたのでありますが、
それとふさわしいところの処置があつ
てしかるべきものと思うのでありま
して、これらの者につきまして政府に
対して善処を要望したいと思ひます
が、政府当局の御意見をこの機会に承
わりたいと思ふ次第であります。

○川崎國務大臣 過ぐる大東亞戦争、
太平洋戦争と申しますか、第二次大戦
におきまして、日本のために雇用人、
軍属として従軍をいたしましたる朝
鮮、台湾の同胞が、その後不幸にいた
しまして戦争裁判にかかり受刑をする
というような悲しいでございましてな
りましたことは、われわれといたしまし
ても何とかその釈放後の措置あるいは国
へ帰ります際にございまして十分の手
当をしなければならぬことは、常々考
えておるわけでございまして、今日まで
政府のいたして参りました第三国人の
戦争裁判受刑者に対しては、次の
ような援護を行なつております。

第一に、第三国人の戦争裁判受刑者
は、旧特別未帰還者給与法におきま
して、特別未帰還者とみなされてお
りましたので、未帰還者留守家族等援護法
の附則におきまして、その実績を保
障する意味合いにおきまして、これら
の者を未帰還者とみなしまして、本人
とその留守家族に対し、同法による援
護を行うこととなつております。具体
的に申し上げれば、本人が拘禁されて
おる間は、内地に居住するその留守家
族に対し二千三百円の留守家族手当を
毎月支給いたしております。しかしな
がらこれは大体例外的なものでありま
して、本邦に居住していない留守家族
の者が多いわけでありまして、その

いう者につきましては、第二に、留守
家族手当を支給することができません
ので、年に二回六千円ずつ見舞金を支
給いたしております。

第三には、釈放された場合には、旧
法によりする未支給の給与を最低一
万五千円、それから帰還手当を一万
円、未帰還者留守家族等援護法による
帰郷旅費をその距離に応じて千円ない
し三千円それぞれ支給をいたしてあり
ます。また釈放された者が本國に帰る
場合には、その運賃を全額國庫で負担
をいたしてあります。しかしながら、
これはつけ加えて申し上げますけれど
も、なかなか今日の情勢におきまして
は、こういうものはほとんど例外的な
ものでありまして、事実本國に帰ると
いうようなことは不可能なような情勢
にも追い込まれておるわけであります
。なお出所の際には以上のような政府
からの給与のほか、戦争裁判受刑者
世話人会から二万円、日韓善隣協会か
ら一万円をそれぞれ支給いたしてあり
ます。

それから第四に、内地に定着しよう
という者に対しては、一般引揚者
に準じて落ちつき先の提供、またはあ
つせんについてできる限りの便宜を
取り計らつております。

先般来これらの問題につきま
して、当委員会の委員の方々ににおかれ
ましても、非常に融通的にごあつせんを
願ひ、厚生省といたしましては法務省
と連絡をいたしまして、従来のような
措置だけではいかぬのではないかと。五
月の十三日でありましたが、閣議に回
つてきました書類の中に台湾人二名の
釈放ということが、オランダ關係の職
犯釈放というものが決定しながらその

要求に十分応ずることができません
で、そのために二名の戦犯者が今なお
巢鴨におるといふような問題も出てお
りまして、これらの解決につきま
して、政府といたしましては早急に何ら
かの手を打たなければならぬというの
で、官房長官、厚生大臣並びに主管大
臣であります法務大臣におきまして
鋭意努力中でございます。

以上が大体今日の第三国人の戦争受
刑者に対して行われておる援護措置並
びに最近の状況でございます。

○森(三)委員 今一応の御答弁があり
ましたが、巢鴨の戦犯第三国人、主と
して朝鮮並びに台湾本島におられた方
方だそうですが、この方々が五十八名
かおるそうです。これらの方々が仮釈
放になつて、仮釈放という形において
は完全な釈放でないために本國に帰る
わけにもいかない。やはり一般的に日
本の領土内にいなければならぬ。そう
しますと、帰るわけにはいかないし、
こちらにいななければならぬ。その間
やはり生活をしなければならぬ。そう
してまた落ちつく先がなければ結局ど
こへ行く、安定した居住する家屋とか
設備がない。あなたは今若干の配慮を
しようとか、あるいはその他のめんど
うを見ていくと言われておりますけれ
ども、根本的に生活ができるという対
策を立てなければ問題は解決はできな
いのではないかと申すわけなんです。
それにつきましては、やはり所管のあ
なたの方でも根本的な対策をお立てに
なつておるかどうか。御答弁を願ひた
いと思ひます。

○川崎國務大臣 この問題につきまし
ては、厚生省としても十分配慮をいた
しております。たとえば住宅の問題

につきましてはただいま二名の戦犯釈
放者に対しては大森寮という引揚者の
寮がありますが、そのうちの一角を開
放いたしまして、これが受け入れ態勢
を整えつつあるわけであります。しか
しこの間もその受刑者と同じ運動をせ
られておる方々に会つたのであります
が、どうも大森寮のへいの上にはバリ
ケートがついておる、あるいは外に出
ようとするとときに當つて、営門みた
いに門番がついておるといふようなこ
を言つておるのであります。しかし私
は昨日会いまして、大森寮というの
は十分に調査をしてみると、バリケ
ードではない、門の上に、いわゆる昔金
持ちがどろぼうが入られると困るので
ガラスの柱みたいなものを立てた、あ
れを立てておるだけであつて、十分施
設もあるのだから、その点はお互いに
話し合ひで進めてもらいたいというこ
とを申し上げたわけであります。お名
前を申し上げて恐縮であります。お名
前を申し上げたわけでもありませんが、杜
会党の田原さんもおのうにおいでにな
られてまして、そういうことについては
今後できるだけあつせんをするから、
従つて話し合ひにはやはり応じてもら
いたいというのを申しておるような
次第であります。住宅はもとよりそ
れから職業のあつせん等も厚生省が主
体になつてやろうと思つております。

これは、戦争の犯罪にかつた者の跡
始末につきましては、大体法務省が主
管のようになつておるようですが、ど
こで主管をするというようになつてお
る窮屈な考え方はなしに、生活その他
の問題につきまして、厚生省がむしろ
主体になつてやつてもいいのじゃない
かというふうになさへ、積極的に私は思
つておる次第であります。今日解決

しておらないのはむしろ生業資金の方
の問題なんです。これを一人三十万円
ずつ出してこれというのであります
が、これをやりまして、またたいたいま
御指摘の通り五十八人もいるわけであ
りますから、相当な金額に上るわけで
あります。これを國民金融公庫あたり
から多少の融通をしてもらおうと思つ
て、最初にはこういうことも考えたの
であります。今日これは日本人庶民
を相手にしておるものであります。か
ら、これも出ないということになりま
して、非常に内閣としても苦慮いたし
ておるのであります。何とか三十万
円そのものが出なくとも、政府として
もできるだけのことをいたしたいと思
ひまして、ただいま厚生大臣である私
の方から官房長官に、間に立つてくれ
て、一つ大蔵大臣との間を取りまとめ
てくれないかというのを、けさ実は
申し出たような次第であります。ただ
いま仰せのことにつきましては、万全
の努力をいたすつもりでございます。の
で、一応これをもつて答弁いたしま
す。

○森(三)委員 生業資金を貸付してや
るようにお骨折下さつておるのはた
いへんけつこうなのですが、私は生業
資金を三十万円とか幾らかの金を出
すだけでは危険ではないかと思ひます。
やはりその金でもつてほんとうに
生業につき、仕事そのものが成り立つ
ていくような、そこまでの指導という
か、めんどろを厚生省で見つてやらな
ければ、ただ金を貸してやつた、これ
をやつてみたところが失敗してしまつた
というのでは何にもならないと思ひ
ます。だから厚生省としてはそこをあ
たたい気持でもつて手を差し伸べて

あげていただきたい、かように思うわけでありすが、そういうこともお考えになつていらつしやいますかどうか。

○川崎國務大臣 先般もすでに受刑を終えて出てこられた人々が見えました、その方々を見ると、やはりかつて兵隊さんでありましたから、今日では三十五、六才から四十四、五才に該当せられる方だと思つたので、少し休養期間を与えれば十分にあらゆる職業に耐え得るだけの肉体条件を持つておる、

○田原委員 厚生大臣が、第三國人の集積出所後における生活の問題について非常に心配しておられることはわれわれも認めるのであります。ただいまの御答弁の中にも、住宅と職業については最大限のめんどうを見るということとでありすが、その生業資金の問題でありますけれども、これも厚生省が中に入りまして御協力願えるならば、その道も多々あると思うのであります。たとえば台湾にしても朝鮮にしても、御承知のように、漁業ができますから、これは農林漁業金融公庫からの

貸付を受けることができる。生産者組合というものがあつて、実際に魚を取る者が七名以上で漁業に従事するということになれば、漁業資金は一種の連帯保証で貸し付けることができるということになるので、これも一つの方法だろつと思つた。

それから内地にとどまつて、いまさら本國に帰れないというので出所者だけで何か小さな商売をやろうというところになると、中小企業金融公庫並びに商工中金の規定によると、現実に仕事をやる四人以上の者が共同して店舗を張つて商売をする場合には、資金を借りることができるようになつておるが、問題は外國人であるかどうかということにあるのでありまして、これも引き続き日本におつてという意思があれば、帰化等の点も考慮してやつていた

補う努力をしてくれるならば、私は彼らも満足して働いてくれると思つたので、どうかこの点に對して御努力していただきたいと思つたが、これに對する大臣のお考えを聞かせてもらいたい。

○川崎國務大臣 たいまは、田原委員から生業資金の問題につきまして、むしろいろいろな借り方についての御教示を願つたと思つております。私の方としましては、もとより十分研究はいたしておりますが、なお足らざる点もあるかと思つたので、ただいま御教示願つたようなことについては十分研究いたしまして善処いたすつもりでございます。

○愛田委員 厚生大臣及び大久保國務大臣に、關連して今の問題についてお尋ねいたしますが、台湾人あるいは韓國人の傷病者で獨立後外國人となつた人々、しかも相當程度の傷害を受けている人、こういう人が、この間も列車の中でお客さんをつかまえて、われわれは韓國人であり、台湾人であるがゆえに、元日本軍人がもらつておるような傷病年金も増加恩給ももらつていないで、ちまたにはうり出されておるの

だ、從つて日本政府の措置があるまで皆さんの御同情をこいねがうのだというような演説をしておりました。これは對外關係にも重大な影響の及ぶ問題だと思つた。そこで國際親善の上からこれらの傷病者を日本政府はいかなる方法をもつて遇しておるのか。恩給法上の恩典に浴することのできないこれらの人々に、同等程度の國內措置をしておるのかどうか、この問題について御答弁を願ひたいと思つた。

○田邊政府委員 お答えいたします。第三國人であつて日本國の軍人として採用になつて、戰闘によつて傷病を受けて、その結果恩給法上の該當者として処遇を受けておつた方があることは事實のようでございすが、これらの方々は獨立と同時に実は恩給法上の權利を失つておるわけでありすが、御承知の通り、恩給法は國籍ということが要件になつておりますので、國籍を離脱した場合においては當然恩給法上の權利を失う、こういう結果であると思つた。援護法におきまして、そういう点は恩給法と一応軌を一にするという建前を取つております關係上、現在のところ恩給法におきまして、

援護法におきまして、公務による死亡者あるいは傷病者であつても年金は支給に相なつておらないのであります。○愛田委員 それはたいへん重大な社會問題になるんではないかと、この人たちはちまたにはお出されて、日本の軍人として働いて負傷して身動きのできない重傷に呻吟しながらも、何ら日本政府が手をつけないうちうことがこのまま放任されてよろしうございまいしょうか。できれば大臣から御答弁願ひたい。

○川崎國務大臣 非常に大きな問題でありますので、すでにこの問題につきましては、外務大臣が答弁をいたしておるやうであります。もとより國際信義上重大な問題であります。恩給権を失權したということでありすが、恩給はできないのであります。

○宮澤委員長 ほかに御質疑はございせんか。さらに本案に對し、長谷川保君より修正案が提出されております。同修正案の趣旨弁明を求めます。長谷川保君。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
「附則第二十四條の次に次の二條を加える。」の前に次のように加える。
附則第十六條第二項中「退職當時の俸給年額及び」を削る。
附則別表第一の改正に関する部分を次のように改める。

願う、こういうふうにして足らざるを

を

現在のと

に改める。

附則別表第一中			
准士官	曹長又は上等兵曹	八七、六〇〇	
軍曹又は一等兵曹	七三、二〇〇		
伍長又は二等兵曹	七〇、八〇〇		
兵	六八、四〇〇		
	六〇、六〇〇		
附則別表第二			
准士官	曹長又は上等兵曹	九七、八〇〇	
軍曹又は一等兵曹	七三、二〇〇		
伍長又は二等兵曹	七〇、八〇〇		
兵	六八、四〇〇		
	六〇、六〇〇		
附則別表第二の改正に関する部分を次のように改める。			
附則別表第二			
傷病の程度	金額		
第一目症	二六、八〇〇円		

第二目 症

一七、九〇〇円

附則別表第三の改正に関する部分を次のように改める。

附則別表第三(イ)中

八七、六〇〇円ヲ超エ一四六、四〇〇円以下ノモノ
七三、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円以下ノモノ

を

九七、八〇〇円ヲ超エ一四六、四〇〇円以下ノモノ

九七、八〇〇円ノモノ

に

同表(ロ)中

八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
七三、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
六〇、六〇〇円以下ノモノ

を

九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ノモノ

に

同表(ハ)中

八七、六〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ
八五、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
七三、二〇〇円ヲ超エ八五、二〇〇円以下ノモノ
八七、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額二、四〇〇円
七〇、八〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
六八、四〇〇円ヲ超エ七〇、八〇〇円以下ノモノ
六六、〇〇〇円ヲ超エ六八、四〇〇円以下ノモノ

を

六〇、六〇〇円ヲ超エ六六、〇〇〇円以下ノモノ
六八、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一、八〇〇円
六〇、六〇〇円ノモノ

九七、八〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ノモノ

に改める。

附則別表第四の改正に関する部分を次のように改める。

附則別表第四中

八七、六〇〇円を こえ一四六、四〇〇 円以下のもの	七三、二〇〇円を こえ八七、六〇〇 円以下のもの	六〇、六〇〇円を こえ七三、二〇〇 円以下のもの	六〇、六 〇〇円の もの
---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------

を

九七、八〇〇円を こえ一四六、四〇 〇円以下のもの	九七、八〇〇円の もの	に改める。
---------------------------------	----------------	-------

附則別表第五の改正に関する部分を次のように改める。

附則別表第五中

八七、六〇〇円を こえるもの	七三、二〇〇円を こえ八七、六〇〇 円以下のもの	六〇、六〇〇円を こえ七三、二〇〇 円以下のもの	六〇、六 〇〇円の もの
-------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------

を

九七、八〇〇円を こえるもの	九七、八〇〇円の もの	に改める。
-------------------	----------------	-------

附則第一項中「附則第十三項及び第十四項」を「附則第二十二項及び第二十三項」に、「附則第十一項及び第十二項」を「附則第二十項及び第二十一項」に改める。

附則第八項中「旧軍人又はその遺族の一時恩給」を「旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族の一時恩給、傷病賜金の金額等の特例」に改める。

附則第十項中「前項」を「前三項」に改め、附則第十一項中「恩給法（大正十二年法律第四十八号）」を「恩給法」に改め、附則第十四項を附則第二十三項とし、附則第十一項から第十三項までを順次九項ずつ繰り下げ、附則第十項を附則第十二項とし、附則第九項の次に次の二項を加える。

（旧軍人又は旧準軍人の増加恩給、傷病年金又は傷病賜金の金額等の特例）

10 旧軍人又は旧準軍人に給する増加恩給又は傷病年金の昭和三十一年六月までの年額及び同年六月三十日まで給する事由の生じた傷病賜金の金額は、改正後の法律第五十五号附則第二十七条の規定に基き改正後の同法附則別表第三により読み替えられた恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第二号表若しくは第三号表又は改正後の法律第五十五号附則別表第二、附則別表第四若しくは附則別表第五に掲げる退職当時の俸給年額による当該恩給の年額又は金額と、これらの表に掲げる改正前の退職当時の俸給年額による当該恩給の年額又は金額とのそれぞれの差額の十分の五に相当する金額

を、これらの表に掲げる改正前の退職当時の俸給年額による当該恩給の年額又は金額にそれぞれ加えた金額をもって当該恩給の年額又は金額とし、当該恩給をそれぞれ改定し、又は給する。

11 前項の規定により改定し、又は給する増加恩給又は傷病年金の年額は、昭和三十一年七月分からは改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を基礎とし、改正後の同法附則第二十七条の規定により読み替えられた恩給法別表第二号表又は改正後の法律第五十五号附則別表第四若しくは附則別表第五により計算して得た年額に、それぞれ改定する。

附則第十二項の次に次の七項を加える。

（旧軍人又は旧準軍人の遺族に扶助料を給する場合の特定者の取扱）

13 旧軍人又は旧準軍人の遺族に給する扶助料の年額の計算については、改正後の法律第五十五号附則第二十七条の規定に基き改正後の同法別表第三により恩給法別表第四号表又は第五号表の規定を読み替えて適用する場合において、同法別表第四号表中「二〇・〇割」とあるのは「二〇・〇割（中尉又は少尉又はハニ相当スル者ニ在リテハ二四・四割トス）」と、「二〇・五割」とあるのは「二四・八割」と、同法別表第五号表中「一五・〇割」とあるのは「一五・〇割（中尉又はハニ相当スル者ニ在リテハ一六・〇割、少尉又はハニ相当スル者ニ在リテハ一六・〇割、少尉又はハニ相当スル者ニ在リテハ一六・〇割）」と、

ハニ相当スル者ニ在リテハ一八・四割トス」と、「一五・四割」とあるのは「一八・七割」と、それぞれ読み替えるものとする。

（増加恩給又は傷病年金を受ける権利を時効により失った者についての恩給の特例）

14 公務員又はこれに準ずる者で昭和十九年一月一日以後この法律の施行前に恩給法第五条の規定により増加恩給又は傷病年金を受ける権利を失ったものについては、政令で定めるところにより、昭和三十一年九月三十日までその者が届け出た場合に限り、当該権利（増加恩給については、当該普通恩給及び増加恩給を受ける権利）の時効は完成しなかつたものとみなして、恩給法の規定を適用する。この場合において、当該権利についての同法第五条の規定の適用については、この法律の施行の日において給する事由が生じたものとみなす。

15 前項の場合において、当該恩給を受ける権利の裁定については、裁定庁は、政令で定めるところにより、恩給審査会の議を経なければならぬ。

16 附則第十四項の規定の適用により恩給を給せられることとなる場合における当該恩給の給与は、昭和三十年十月から始めるものとする。

17 改正後の法律第五十五号附則第五条の規定は、附則第十四項の規定の適用により第七項に係る増加恩給又は傷病年金を給せられることとなる場合に準用する。

18 附則第十四項の規定の適用により恩給を給せられることとなる者の当該恩給の年額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額は、当該増加恩給又は傷病年金を給されていたものとしたならばこの法律の施行の際受けるべきであった当該増加恩給又は傷病年金の年額の計算の基礎となるべき俸給年額とし（旧軍人又は旧準軍人にあつては、昭和三十一年六月分までの当該恩給の年額については附則第七項に定める仮定俸給年額による俸給年額とし、同年七月分からの当該恩給の年額については改正後の法律第五十五号附則別表第一に定める仮定俸給年額による俸給年額とする）、その者の傷病の程度は、その給与事由の生じた時の傷病の程度による。

19 附則第十四項の規定の適用により恩給を給せられることとなる場合における旧軍人又は旧準軍人の当該恩給の昭和三十一年六月分までの年額については、附則第十項の規定を適用する。

○長谷川（保委員） たいまお手元に提出いたしました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の修正案の理由を御説明申し上げ

ます。本修正案は本来さきに政府が提出し、次いで撤回になりましたが、旧軍人恩給法の改正案に對しまして決する意図をもつて、日本社会党の恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法案といたしまして用意されたものであります。高橋等君ら提出

のいわゆる民主、自由両党の改正案と公務死の範囲の拡大その他多くの点において同一改正箇所を持つておりますために、これを改正案として提出する場合に、一事不再議の原則によりまして廃案となるおそれがありますので、やむなく高橋君ら御提出の民自改正案の修正案として、民自案と異なる箇所を提出したものであります。

本法案の修正部分は十カ所あるものであります。重要な点は次の二点であります。他はこの修正のための法文あるいは表等の整理のためのものであります。すなわち第一点は、准士官以下の恩給を一律平等にして、その恩給額を現行法の下級将校並みに増額引き上げ、大尉以上大將までの恩給は現行にとどめるよう増額をしないこととしようとするものであります。御承知のように現行恩給法の理論は、公務員が公務に服したために失うた経済的取得能力の減損に對して、国の経済力をもつてこれを補うということにあり

ます。応召軍人と旧下級軍人らは旧帝國憲法にありまゝの臣民の義務として、徴兵制度のもとにほとんど無報酬で軍務に服したのであります。このほとんど無報酬ともいふべき徴兵あるいは応召された兵に給せられた、いわばお小使程度のものを仮定俸給の基礎といたしまして、その基礎の上に仮定俸給を作り、さらにまたこれを計算の基礎といたしまして公務扶助料等の恩給額を決定しますために、下士官、兵等と旧高級將校たるいわゆる職業として俸給を給せられておりました者との間に、恩給にはなほだしい階級差を生じておるのであります。徴兵制も軍人も、従つてまた軍人の階級もない今

日、これはきわめて不条理のことである。この時代錯誤的な不条理を是正するために、本修正案は旧軍人恩給の仮定係給すなわち附則別表第一の改正案を修正して、准士官以下兵に至るまでを一律九千七百八十八円とし、これに就いて附則別表第二より第五に至る諸表の改正をなさんとするものであります。この結果公務扶助料においては中尉にいたしまして四万八千九百六十六円、少尉が四万七千二百四十四円、准士官以下兵まで一律四万四千二百四十四円となり、現行法の大尉の公務扶助料額よりやや低いところまでは一律に増額支給されることとなるのであります。大尉以上大尉までは前述のように現行法通り据え置くこととしたしました。普通恩給においては、准士官以下兵までは現行法少尉よりやや低い程度にまで一律増額支給されることとなりまして、その他の恩給もほぼ同様となるのであります。

第二の修正点は、民自改正案にはないものであります。終戦前後の混乱その他の事情のための手続をこなしたために時効にかかって、当然給せらるべき恩給を受けない傷病旧軍人のために、新たに傷病年金、増加恩給を受け得る道を開かんとするものであります。すなわち昭和三十一年九月三十日までには手続をするこれらの者について時効が完成しなかつたものとしたしまして恩給を支給せんとするものであります。以上本修正案のおもな点を申し上げましたが、これがために要する予算の増額は六億円であります。どうか本修正案を御審議いただきまして幸いに御可決いただきますならば、生活

に苦しみ、涙のうちに戦っております多くの方々、中尉以下、ことに准士官以下の兵及びその遺家族の方の数は百六十三万という大きな数であります。これに對して高級旧軍人、大尉以上の軍人は約三万人でありますから、こういう三万人の方々は現在の恩給額がまんをしてもいい、そうしてたまたま申しましたような処置をいたしますれば、この兵あるいは下士、准尉、下級將校というような関係の方々は非常に喜ぶわけでありまして、おのずからそこに非常な激勵をされまして、困難のうちにも子を抱き、年老いた父を抱いて奮闘されております。未亡人たちが、非常な努力をもって新しい人生行路を踏んでいけるわけでありまして、何とぞ民主、自由その他の委員の諸君にも御賛成を賜りますように切望する次第であります。

○宮澤委員長 この際国会法第五十七條の三により、修正案に對し内閣の意見を求めます。大久保国務大臣。○大久保国務大臣 ただいま提案になりました修正案について、政府の考えを申し述べます。恩給に関する予算はすでに衆議院を通過し、参議院も通過したような次第であります。従つてその予算の内容は決定したと見て差しつかえないと思ひます。ただいまの修正案について考えてみますと、本年度だけで六億余円の増加である、来年度はもう少しふえて、四、五十億になるんじゃないかという推定ができるのであります。かかる予算を今直ちに同意することは困難であると存じます。そのほかこまかい点がありますが、同様であります。一言私どもの考えを申し上げます。

○吉田(賢)委員 私は兵庫県の青野原旧演習場と称せられております土地につきまして、またその付近にありまする鷺野飛行場跡の問題につきまして、質疑をいたしたいと存するのであります。

この青野原と申しますのは兵庫県の小野市、加西郡、加東郡にまたがっております。広ほう八百余町歩、明治の十四、五年ごろに元來民有の農耕地、あるいは薪炭林あるいは採草地でありましたものを、陸軍の軍馬の調練のために使用する目的で買い上げになったのであります。その買い上げになつた土地の中に、農業の灌漑用水の貯留池、ため池、溝渠などが三十ほどございまして、すなわちこの池から水を利用いたします農家は千戸に達するのであります。こういうような事情がございまして、一たんは陸軍の使用地になつておりましたけれども、民間の農業の利用のためにもかなり複雑な關係を持続しまして數十年経過いたしておたのであります。そこでこれは戦時中には陸軍の軍用地として使用され、終戦後はアメリカ占領軍によつて管理せられておたようでありまして、この青野原の旧演習場をめぐる航空練習場等々の使用目的のために、政府で使用するの申し入れがあつた、こういうようなことが伝わりました、目下その地方は上を下への驚愕の色を見せておるといふ事情にあるのであります。従つてこれはすみやかにその真相

を明らかにいたしまして、これらの多數の民衆の驚きと不安をなくすることに努力したいと考えておるのであります。つきましてまず伺いたしたいのは、この青野原は目下どういふことに使用されておるのであるまいでしょうか。この關係を調達庁の方から御説明願ひたいと思ひます。

○福島政府委員 ただいま御指摘のございました兵庫県の青野原は、昭和二十一年二月十九日以来、米國陸軍の演習地として使用せられておるわけでありまして、これは占領中でございまして、占領下における接収手続によつて使用を開始しておたということになります。講和発効に際しまして、これを正式に行政協定に基く施設として提供するかどうかという手続の問題が、ほかの施設と同様にあつたわけではございますが、この青野原につきましては使用条件その他の面でアメリカとの話し合ひが完結いたしませんので、正式の提供とはならず、正式の提供でないといふことはいささか語弊がありますが、いわゆる保留演習区域としてアメリカ側に使用させるといふことになつておるわけにございまして、すべて國有地でございまして、その広さは七百九十二町歩、目下米國陸軍の演習場になつておるといふこととございまして。

○吉田(賢)委員 この青野原を終戦後もししくは平和条約の発効後、現実に今日まで陸上自衛隊が使用しておるようであります。この關係はどういふふうになつておりましたか。

○福島政府委員 この演習場は米國陸軍のための演習場でありまして、今日まで陸上自衛隊がこゝで若干演習を行なつたといふ事實は確實でござい

ます。陸上自衛隊と申しますか、自衛隊が米軍の演習場を使用いたします際には、正式には共同使用となつておるものが正規の使い方でございますが、ただ継続的にもしくは恒久的に使用する計画がございまして、アメリカとの共同の演習計画に基きまして、アメリカの演習計画のうちにはさまで自衛隊の演習が行われるという一時的のものにつきましては、正規の共同使用の手続をいたさないでその時期を経過するものもございまして、この青野原につきましては、今日まで百三十八日くらいです。自衛隊が使用したということになつておるようでありまして、米軍との共同の演習計画に基くという建前になつておられて、米軍の演習計画に基いて日本の自衛隊も演習に参加したという意味の一次的な演習場の使用をいたしただけでありまして、將來いかうになるか知りませんが、恒久的な使用といふ目的のための共同演習場といふことにはなつておりません。

○吉田(賢)委員 現実にはアメリカの駐留軍が講和条約発効後使用しておるのではなくして、ただ日本の陸上自衛隊のみが使用しておるのが現実のようでありまして、その点いかがでありますか。

○福島政府委員 現実的には御指摘の方が正しいと思ひます。米軍も使用いたさなかつたことはございせん、多少使つておりました。しかしながら日本の自衛隊の方の使用いたしました日數なりあるいは人員の方がかかるに多いことは御指摘の通りでございます。

○吉田(賢)委員 占領中にアメリカ軍が使用いたしておりましたこの施設が、講和条約が發効いたしました後に

はアメリカ軍は引き続いてこれを使用するでなければ、本来日本の領土でありますから、これは返還を受くべき筋合いのものでないかと思うのです、その点はいかがですか。

○福島政府委員 御意見の通りであると考えております。占領中も米軍側の使用回数などはなかったわけでございます。従いまして平和条約締結以来、演習地のうち米軍の使用回数の少いものにつきまして、これを指摘して解除の交渉をするとかいう代表的な事例にこれはなっております。従いまして今日も、先般の妙義山の演習場の取りやめという問題などにも関連いたしました、この青野原も話題に上ったことがあるわけでございます。引き続き米軍側の使用頻度の少い最も代表的な演習場といたしまして、解除の交渉をいたしておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 この高原地帯の青野原は、私から冒頭御説明しましたごとくに、すでに旧幕時代から一部開墾し、ずいぶんこの付近の農家が努力をいたしまして開墾してきた土地であつて、現在は三十カ所の池並びに溝渠があり、この水面面積は七十二町歩に達するところでありまして、これが灌漑をいたしております田畑は二百八十町歩にも達しております。関係農家は千戸に及んでおります。なお農家の開拓団が入植いたしております、これが総計七十八戸に及んでおります。あるいはまた出作と申しまして、付近の農家がこの高原に上りまして農作をしておるものが二百戸に及んでおります。非常に優秀な作物を収穫しておるといふような実情にあるのでございます。従つてこのよう努力をいた

しました土地、現に食糧増産に資し、多量の農家が生活をこれによって支えております。このような土地でありまして、これは今長官から、返還を受けた一つの土地であるという御説明でありましたが、まことにごもっともと思ひますが、やはりこれはさらに進みまして、政府の方針といたしまして、この土地につき、国民の農業のために積極的に寄与し得るような対策をお立てになる。そして適当な方法をもってアメリカと御交渉になるといふ、具体的な方針を進んで立てることが適当なことではないかと思うのでございますか。

○福島政府委員 この青野原演習場七百九十二町歩になります土地と申ししております。そのうち、多少正確を欠いておるのではないかと、今のような氣もいたしますけれども、今のお話と若干違つたところもございまして、農耕面積は七十六町三反五畝、八十六戸といふことになっておるものであります。さらに三百町歩以上に農耕希望があるところであります。従いまして調達庁といたしまして、とにかくにもいかにいかに施設ないしは農耕を認めるという方法が——これは調達庁の所管ではございせんが、とられるにいたしましても、根本はアメリカ側の演習場という建前を払拭することが大事だと考えておりますので、このほかにも多少これに類似した立場の演習場もあるわけでございますので、それらを含めましても、ほかの演習場についてもさうであります。青野原につきましても

解除を要求してゐる。従いまして占領中に使つておつたという建前のまま、今日でも施設区域としての正規提供の形をとらせんで、占領時代の保留処分という形になつておるわけでございます。それらの形式から申しまして、政府といたしましては、これの解除を強く求めようという方針であることを御了承いただけたらと思つております。

○吉田(賢)委員 ところでこの高原青野原につきまして、最近に至つてアメリカ軍が軍用地として使用したい、あるいは伝うるところによれば、小さい規模のものだけれども爆弾を投下する演習場として使用したいといふ申請があつたやに伝わつておるのであります。この点につきまして一つ明確に御答弁をお願いいたします。

(委員長退席、床次委員長代理着席)

○福島政府委員 これは、申し上げましたように、陸軍の使用いたしております演習場でございますので、保留という種類には入つておりますけれども、アメリカ陸軍としては使う権利はあるわけでございます。軍用地その他は、最近神戸の方からの報道として新聞に出ました件は、陸軍ではなくしてアメリカ空軍がこれを利用したい。御指摘の通り、小型爆弾の演習場にも使いたいというお話があつたのださうであります。私もこの新聞が、当時、新聞の出したその日あたりは承知いたしておりました。そのお答えをしたことも実はあるわけですが、その後取り調べましたところ、こういう関係

係を相談いたしております合同委員会の下部機構であります。施設委員会において空軍側のそういう希望の文書が六月の初めに出了たことがあるのであります。しかしながら私どもの方の問題になるに至りません。そのまゝになつておるわけでありまして、御承知のように、アメリカ側からいろいろ要求その他もございまして、そのうち、その場で断つてしまふものもたまにはあるわけでございます。またその場で取り上げることにつきまして、くるものもたまにはあるわけでございます。上り下りかどうかといふことを末端の分科委員会等で研究をいたしまして、だんだんに問題が具体化してくるといふことになりましたので、この問題は、そういう空軍の注文が出たというだけのことでございまして、これをどう取り扱つかといふようなことは、全然きまつておらないのださうであります。従いまして私も本日まで承知をしておりなかつたわけでありまして、これを聞

きまして私どもの印象といたしましては、空軍は従来の陸軍の演習場の関係はあまり気にとめず、陸軍の演習場であれば、陸軍も撤退が近いのだから空軍にしようといふことで申請をして参つたのかもしれないけれども、われわれといたしましては、この演習場にございましては解除の交渉をかなり長きにわたつて熱心に続けておるのであります。この満足な返答もまだ——解除についてはある程度見込みのある話なども陸軍との間に行われたことありまして、今後を楽しみに交渉をしておるわけでありまして、今まで関係の

なかつた空軍から突然こういうふうに言われまして、簡単に受け付けるわけにも参りませう、しばらく分科委員会等で研究してもらつてからあらためて考えることがあれば考えるといふことになると思ひますが、今のところでは全然問題にならずに、件名だけが手続せられたという程度であります。施設委員会はどういうふうにするかという将来の問題になるわけでありまして、ここで一つ申し上げておきたいのでございますが、アメリカの要求といふのも非常にたくさんございまして、こういうような扱い方でそのまゝに、何と申しますか、たな上つてしまつておるものが二百五十以上ある、その中へこれが一つ入つただけであつておる問題でも何でもありません。表へ出て参りますれば、これらの問題はなかなかむづかしい問題でありまして、さう簡単に参りますまいと思ひます。特にまたこの仕事をいたす施設委員会といたしまして、御承知の通り、飛行場その他のかなり大規模な問題で、やわやわの状況でございまして、この問題をとり上げるといふ余裕は今のところ毛頭ございせん。御指摘のありましたように、アメリカ側の書類がごく末端の事務的な書類として施設委員会の方に届出があつたといふところまでは事実でござい

ます。しかしながらその以後、これをどう処置するかといふようなことは、まだ全然両方で話し合つたこともございせんし、日本側としても考えておらない。なおそれと同じように押せ押せになつておるものが二百

以上ある世の中でございますので、これが表へ出てくるということも相当遠い先のことであろう、その間に、むしろ陸軍との間に解除の交渉でも続けたいことにはなるのではないかと考えております。

○吉田(賢)委員 ただいまお述べ下さった、去る六月の初めにアメリカ空軍から突如申し出のありましたその文書は、大体一口で申せばどういふ趣旨のものでしょうか。実はこれを伺いますのは、あちらでは何か爆弾を投下するようなものという使用方であるというように、そこが伝わっておりますので、そこで果してそうであれば、これは百姓といましては致命的だということに考へております。でありますので、その内容は大体どういふ趣旨でありましたか、一つ御説明願いたいと思ひます。

○福島政府委員 その書類そのものを私直接読んでおりませんので、正確なところを申し上げかねますけれども、承知しております限りでは、従来陸軍の演習場であつた青野原を空軍が使用したい、その上で一規模のほどのことは書いてあります、ありませんか、ありませんか、わかりませんが、爆撃演習場として使用したいということが書いてあることは事実のようでございます。

○吉田(賢)委員 去る二十七年の何月でありましたかに、日米合同委員会の一行でありましたか、いすれにしましても日米両当事者が立ち会つて実地踏査をして、空軍の演習場には適當でないというような判断が出たようにも聞くのですが、そういうことはないのでしようか。

○福島政府委員 二十七年と申します

と、平和回復の際の全般的な施設区域の調査の際の問題であつたと思ひますが、その当時は陸軍の演習場となつておりましたから、陸軍の演習場として調査その他もせられたのであろうと思ひますが、空軍の爆撃演習場として適當でないという結論が出ましたかどうか、裏聞にして私それを承知いたしておりましたけれども、しかしながら今日の出て参りました問題といたしまして、これを空軍の爆撃演習場にするとすることは、私どもの事務上の問題といたしましては、私どもの事務上の問題といたしましては、さう簡単には参ることは毛頭考へておりません。

○吉田(賢)委員 当時立ち会つたのでありますけれども、いろいろと私的に諮問をされたのであります、付近の土地の有力者とか代表者とかいふ人も説明を求められたのであります。この人々の説明を総合いたしました、これは飛行機の演習のために適當でないということに即座に判定ができた、こういうことであります。それから、青野原に国立青野原病院といふ結核療養所がございます。結核療養所におきまして、同二十七年に合同委員会の調査があつたということを聞き及びまして、驚いて公式に外務省の協力局長あてで紹介をしたのであります。その紹介しましたときの返信を私は現実に見て参りました。これによりまして、貴省の御趣旨は、青野原演習場が米軍使用の航空基地となるやの御懸念であります、右のごとき計画は全くありませんから御安心下さるようお知らせいたします。二十七年の十一月十三日付であり、外務省の伊関国

際協力局長の判が押してあります。こゝういふものも私見て参りました。こゝういふ点から見ますと、やはり先の合同委員会の実地踏査で、それは飛行機の演習場に適當でないという判断ができたこと等々のこと、符節を合致するに考へられますので、やはりさうであつたかと思ひますが、その点について何か御説明願ふことはございませうでしょうか。

○福島政府委員 二十七年の当時の調査を調べてみれば、あるいはすぐわかるかもしれませんが、私の問題といたしましては、当時は陸軍の演習場といたしまして、これを飛行場にするとかしないとか、あるいはたとえ伊丹の飛行場などに変えてこれをしたかどうかといふような話があつたことはあるのではないかと思ひますが、さういふ意味できつめて常識的な話として出たことはありましようけれども、飛行場としてのまともな話はその当時あつたように考えられたいと思ひます。しかしながらいすれにいたしましても、この青野原の周辺にございまして、いろいろな施設なり、あるいは農耕地域なりとの関係で、アメリカ側に對し、使用させる条件を打ち合せたのだらうと思ひますが、それら必ずしも円満に話がつかないという事情はあつたのだらうと思ひます。日本側としては、アメリカ側の言う通りに使用条件を定めるわけにもいかなないし、日本側の言う条件ではアメリカ側は困るといふようなことがおそろく原因して、今日これが保留施設の中に入つておるといふことになつておるのであらうと思ひます。従ひまして御指摘のやうな、何に適するとか適しないとかいふ

やうなことで、地元でいろいろなお話し合ひしたことがあるといふことは察しはつくのでございませうけれども、まともな意味での飛行場としての話はないのでないか。それからまた今日問題となつておりますやうな、爆撃演習といふことになりまして、これはどういふところでも爆弾を落せるのではないかと思ひますので、これは全然新しい問題としてわき起つてきたのであらう。かつてこの種の話し合ひはおそろくなかつたであらうと考えております。

○吉田(賢)委員 私自身しろうとでありますので、質問が非常に幼稚であるかも知れませんが、伝うるところにやりますと、発煙筒といふやうなものであると、これは目方にいたしまして四百匁か五百匁くらいのものであつて、そしてさういふものを使つて演習するといふことがある。さういふ場合には、土地のたとへば整地とか設備を作るとかといふものは何も必要ではない。さういふこともやはり空軍の演習としてあり得るのだといふことも聞くのであります。さういふやうな場合には、たとえば予算をもつて何かを設備しなければならぬといふ必要もなく、荒野であらうと原野であらうと使えるのではないか、たださういふことは全国に例でもあるのであらうか。これは防衛庁の方からお答えを願つたらいひと思ひますが、さういふやうなものは、現実には米空軍が使用しておるやうな例でもあるのであらうか。日本の航空自衛隊の方でも使つておるやうなこともあるのであらうか。單なる憶説にすぎないのであらうかとも思ひますので、一

応何つておきたいのであります。

○福島政府委員 それに關連いたしまして、私の方から一応申し上げておきたいと思ひますが、それは発煙筒とかさういふ簡単な演習計画でありますれば、予算の關係その他もなくできるであらうかといふお話もあるかと思ひますけれども、しかしもとがこれは陸軍の演習場で、飛行機といふものを予想しないで使用条件その他も定めたいと思ひますので、いかに発煙筒その他簡単なことでございまして、空軍が飛行機による演習場にその目的を變更するといふことになりまして、やはり日本側とあつたため相談して、条件を定めるといふことになりまして、簡単だからできる簡単でないからできないといふことになりません。私も爆撃演習としか聞いておりませんので、あるいは御指摘のありましたやうな簡単なものであるかも知れませんが、あつたため陸軍を排除して空軍の演習場になりますためには、やはり日本側の同意を必要といたしますので、成規の手続をとることになります。幾ら簡単でありましても、予算の問題を伴わないと申しましても、簡単には参らないと考へております。

○吉田(賢)委員 今伺ひまして、多数の同種要求もあつて、なお当分の間委員会で取り上げることもないだらう、とどこでかりに遠い先にいたしまして、取り上げられて爆撃演習場になるといふことがあれば、これは時間の問題といふことになりまして、やはりこれは受ける側の地元といたしましては絶対的重要性には参らないといふことになりまして、この点くだいようでありますけれども、当初御答弁になりま

したように、むしろこの解除のために長い間いろいろと御努力になつております。その要請、交渉といったそういう線について下さることを、これは非常に希望もいたしますが、ただいまのところはむしろそういった線に将来の希望をもつて、今伝えられる爆撃演習場についてかはなるといった方面にはそうなるまいというふうな観測をしておつた方がむしろいいのであろうか、これは将来のことを問答するのはいかがかと思ひますけれども、大体の方向は前段のように将来も進んでいくものとわれわれは信じていいのでしょうか。その点いかがでしょうか。

○福島政府委員 この問題が事務的には書類として出、件名が載せられてきたというところは事実でございます。そうしてまだ未解決の二百幾十という問題と一緒に今たな上つておるといふところなのでございますが、これを逐次片づけていくという建前ではありますけれども、どうもたまり方の数の方が逐次ふえていく傾向もございまして、必ずしも調達庁も施設委員会もその辺能率が上つていない傾向もございします。従ひまして、第一これが適當であるかないかというところを検討する時期がいつごろ来るかということもかなり遠い先のことであらうと思ひます。しかしながら一方に不要不急の演習場の解除という問題は、その一つが妙義山の演習場の取りやめで現われたわけでありまして、あのときにも、当委員会でもちよつと申し上げたことがあると思ひますが、妙義山の演習場の解除という一つだけやることは、これはそういう運命にはなつたのでありまして、どうもはなはだ工合が悪いので、

従来から演習場のうち解除の話し合いも相當に進んでいるものもあるもので、妙義山以外の演習場数カ所も妙義山と一緒に解除の発表がしたいという話し合いをしたことはございします。そのときにこの青野原などは第一候補に入つておつた状況でもございします。空軍の要望はございしますけれども、過去における交渉のいきさつ等もよく話しまして、多少とも進捗いたしました解除交渉を完結するように陸軍とも交渉し、また空軍の方はそういう状況を知らず要求していると思ひますので、注意を喚起するようにいたしたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 今陸上自衛隊がどうかお使いになつておることは事実であります。防衛庁といたしましては、ほかに演習場はおありのことでもあろうし、またあそこ土地は、さらに開墾に努力しさえすれば相當な蔬菜その他畑地といたしまして有望のことはごらんの通りでありますから、これはただいま爆弾的に申しますから、問題が起りましたにかかわらず、従前から地元多数の希望が長い間続けられておることにかんがみ、防衛庁といたしまして、むしろ農家のため、民衆のために解放するというに進んでいくように、一つ御努力になつてはいかがかと思ひます。あなたは防衛庁の全責任をもつての御発言は困難でございしますから無理かも知れませんが、今日調達庁長官のお説によりまして、演習場としてもそんなにお使いになつておらぬような現状でもありまうので、こういうところはむしろ放棄したらいかがかと思ひます。そういう点につきまして、積極的に地元

民の立場に御協力願うという方向へ持たせてもらいたいと思われれば考へるのですが、いかに考へになりますでしょうか。

○都村政府委員 お答えいたします。防衛庁といたしましては、昨年の二月以降米軍の了解を得まして、青野原演習場を主として伊丹、姫路にございする部隊の訓練に使用して参つております。ただいまお話のありました点に關しましては、御趣旨の点は十分研究するようにいたしたいと思ひますが、今後とも適當な演習場の少い關係上、できれば關係方面の了解を得まして青野原を使用させてもらいたい、こういうふうには思つております。

○吉田(賢)委員 局長、これはお帰りになりました。長官その他も十分御懇談願ひたいのでありますが、それはごらんになればわかるのであります。この青野原の東南部に属する個所に国立病院三万数千坪の土地、入院患者が三百数十名、結核専門の療養所がございします。これは百四十名からの医師等の職員もおり、三十数名のつき添婦もおるのであります。あの辺切つての療養所でございます。従つてこの療養成績もかなりよいという評判であるのであります。ところがそのすぐかたわらで突撃演習をやるといふのであります。そういうことでありますので、これは国立病院を設置するという大きな文化施設、医療施設の方針と、付近でこの食ひ違い過ぎはしないかというところを、この付近の人々もみな言つておるものであります。こういう点から見ましていくべきだと思ひます。ことに病

院のかたわらにまた小野市立の中学校がありまして、これまた数百名の生徒を収容いたしておるのであります。でありますから、このような重要な医療施設等々がありまして付近の演習場使用というところでありますので、これは何とか方法を考へていただくべきだと思ひます。今あなたの御答弁によりましてあなたといたしましてはごもつとも思ひますけれども、私のこの発言をお取り次ぎ願ひまして、この委員会の空気が一つおほりになりましてお伝え願ひまして、防衛庁といたしまして再検討してもらいたい、ぜひそういうふうなありたいと思ひますのであります。いかがでしょうか。

○都村政府委員 お答えいたします。ただいまお話のありました点は、さらに研究いたしますようにいたしたいと思ひます。青野原の演習場の使用条件につきましては、突撃射撃をやりましたようなことは実は一回だけでございます。しかしながらその使用に關しましては極度に注意をいたしまして、ただいまのところはもつぱら部隊の訓練ということをやつておるだけでありまして、各般の状況を十分考慮いたしまして使用いたしておる次第でございます。

○吉田(賢)委員 その点はくだいようでありますけれども、突撃の場合には少い、だけれども、大砲の音がどんどんとして煙を上げておる付近に、結核の病人が数百名寝ておるといふたうなことは、何としても不調和と云ふ現象と申さねばなりません。これはあなたとしても帰つて一つ積極的に御相談をお願いしたいと思ひます。これは御希望申し上げておきます。

それからなお付近に鴉野という旧飛行場跡がございします。これは二百二十町歩ばかりの土地でありまして、大半農家に払い下げ済み、一部幅五十メートル、長さ千五百メートルの滑走路のみが残つておるといふのが実情であります。そこで青野原の問題がその隣の地域でありまして、これは加西郡加西町に属するのでありますので、この辺の農家といたしましては、これまで大へんな驚き方でもございまして、せっかく払い下げを受けてこの辺で有名なスイカができるようになっております。そうしてまた入植し、次男、三男をそこに分家いたしましたので、安心をして、今日開拓が四十七、その他の入植五十、出作が百五十戸ということになつておりますので、これはまた大へんな驚き方でありまして、青野原が、あれほど執拗に何年もかかつて民間へ元のように戻していただくたいという趣旨で運動を續けておるのかかわらず、今度は爆弾の演習地になるのであるといふならば、これまた鴉野もわれわれは払い下げを受けたけれども、またここも空軍の演習地になるのだらうということ、今こも上を下へのおののきの状態でありまして、鴉野につきましてはさきに御説明になりました、米空軍よりの使用申し入れの趣旨は載つておらぬように聞くのでありますけれども、鴉野につきましてこの際何らかの御説明が願ひたいと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

○福島政府委員 鴉野につきましては、何ら承知いたしておりません。従ひまして今回の青野原に關連いたしますアメリカ空軍の請求と申しますか、要求と申しますか、それに何ら記載はない

はずであると考えております。なお得來、青野原についてそのようなことを考えた状況であれば、鶴野の滑走路などを活用するという問題が起りはせぬかという御質問でありますけれども、これはすでに払い下げをしてある地面でありまして、青野原全体に八百町歩に近い国有地があるわけで、その付近にありますが民有地を買い上げるといったような問題は、ちよつと考えられませんが、また具体化するにいたしても、容易に關係各庁との協議のまゝまる筋合いでもないと考えます。国有地が八百町歩もありながら、その付近の民有地を買い上げるといったような処置は、事実上できるはずもないのでございまして、また爆撃演習ということに關連いたしまして、青野原にかりに爆撃演習がしたいと空軍が申しましたも、鶴野の滑走路を使つてということにはなるはずはないものと考えております。滑走路の拡張問題は相當頭を悩ましておる始末でございまして、さような小さな滑走路は、今後大体使用しなくなる傾向にあるはずでございしますので、鶴野の問題は御懸念の要は全然ないものと考えております。

○吉田(實)委員 それでは大体これで終ることになります。なおここ数日來、地元におきましては、市、町あるいはその他の周辺の村、部落農民の代表、その他公共団体の代表、その他文化団体とか、あるいは文化施設の利害の關係者、病院のごときは、患者のごときも將來を案じて会合するといったような事情になつております。やがてここ一兩日のうちには、地元の人々が反對の要請の文書を携えて東京に参るものと私は想像いたしております。そういう

ようなこともあるのでございしますから、アメリカ空軍の要求に對しまして、それに同意をしない、進んでやはり從來のように青野原を民間に解除して民業のために使用するという方向に、交渉の御努力を一そう願う、こういうふうな御依頼を申し上げたいと思つております。これだけ希望を申し上げておきまして私の質疑を終ります。

○都村政府委員 一言補足させていただきます。青野原の演習場につきましては、大砲を使ったことはございしません。ただ小銃射撃の訓練を一回実施しただけでございします。

○床次委員長代理 鈴木義男君

○鈴木(義)委員 私も吉田委員と同じ

ような問題について、調達庁長官、防衛庁当局にお尋ねいたしたい。福島県西白河郡西郷村と福島県岩瀬郡湯本村、この二つの村の境、栃木県に近いところですが、そこにすつと前から二千町歩の演習地を防衛庁で求めておりました、目下交渉中にあるのであります。最近聞くとところによると、富士山麓の演習場が問題となつておるために、これを福島県のあるところに移転するといふ計画があるというふうな巷間伝えられるが、果してそういう事実があるかどうか、調達庁長官にお尋ねいたしたい。

○福島政府委員 ただいまお話しした島原下に防衛庁が演習場を求めておるといふお話しは、私全然承知いたしません。あるいは防衛庁の方でそういうことがあるかもしれせんけれども、東富士、北富士の演習場の最近の問題に關連いたしまして、こちらの方へ引つ越すといふ話しは、それはどれ

ほどの大きな地域が福島県下の方にあるのか承知いたしませんけれども、これはどうして不可能であろうと考えております。富士の演習場と申しますのは、申し上げれば、これがまた問題でありまして、静岡県側をぐるぐると回りまして、北富士で山梨県側のほとんどまゝまで、富士のすそから五合目付近までぐるぐる取り巻いておる広大な演習場でございます。これがよその土地にはまるといふことはちよつと考えられないと思つております。

○都村政府委員 私の問題につきましては、調査いたしましてからお答えいたします。

○鈴木(義)委員 あとは防衛庁当局にお尋ねしたいと思つたのですが、おわかりにならないならば、よくお調べになつてお答えになつてよろしいのであります。この湯本村の通称布引山と稱する民有地五百町歩ほどはすでに買取済み、それから村有地千五百町歩、農林省の開拓予定地になつておる四百五十町歩、合計して二千町歩ほど防衛庁で買取して演習地にお使いになるといふ計画が、二年ほど前から交渉が進められておりますが、これはどういふ種類の演習にお使いになるのか、まずそれを承わりたい。

○都村政府委員 調べましてから、お答え申し上げます。

○鈴木(義)委員 それから、これはどこでも起る問題であります。これらの交渉の過程を見ると、村民は金に欲しいのでなくて、山林が欲しいようです。ことにこの湯本村は離れ島のような山奥にあつて、薪炭の生産を主たる

産業にしておるところでありまして、年々営林署に納める原木代金が二千五百万円以上にもなると言われております。それが今度演習地に買い上げられてしまふといふので、それならばかわりに国有林をくれたらよからうといふことで交渉いたしましたところ、どうしてもできない。村のそばに戸倉山という国有林が六千町歩ほどありまして、そのうち二百十六町歩だけ分けてやるという話もあつたのであります。やるといふ話もあつたのであります。にしておるようであります。こういう演習地として膨大な面積を取り上げる場合には、少くもできる限り、同じ国家の村有地を国有地とかわるだけなのであります。それから、できるならば国有地を代替的に与えるということについて十分な御努力をお願いしたいと思います。また御努力願わなければならぬはずだと考えますから、そういう点について一つ御答弁をいただきたいと思つてあります。

○都村政府委員 早速調査いたしましてから、御答えいたしたいと思ひます。

○愛田委員 福島長官に一言だけお伺いしておきたいと思ひます。それは、すでに長官も御承知のように新聞その他においてもいろいろと書き立てられた問題であります。私の郷里である山口県岩国で、去る一月二十七日午後十時ごろ敵上一生という日本通運岩国支部の従業員が自転車で外出先から帰る途中に、岩国の二号国道の上で英濠軍の航空中尉ウィリアム・スタンレーといふ人の運転するジープにはねられて不慮の死を遂げたことがありまして、その後残されたきく子さんという

奥さんを初め御家族七人が、今は帰らぬ夫の身の上を思いながら日夜憂愁の生活をしておるわけでありまして、この点についてはその後世論の大きな同情もあり、檢察側は、この事件は被害者の方にも過失ありといふことになつて、英濠軍のスタンレー中尉は不起訴になつたのであります。しかし世論はそういう措置を絶対に不当として、大きなセンセーションを起されたのであります。調達庁におかれましては、その後、英軍側が中尉の過失を認められてきたといふので、先般遺族に對する補償金として五十二万七千円を確定して、御家族の方にそれをお話しに行つた、こういう速達がきくさん奥さんの方から來ておるのであります。この献上一家は私もよく存じておる家庭であります。その悲惨な状況を思うと、五十二万七千円の補償金をもつて、その問題を処理されることについて、私は非常に気の毒だと思つてあります。ことにこの一家が夢にも忘れることのできないのは、中尉がジープで夫をひき殺してそのまま逃げて、その後すつと時間をおくられてその事実を届け出た、従つてもつと早く措置したならばまだ手当の道もあつたのではなからうかといふこと、そして英濠軍のスタンレー中尉は何らのおおむねを申し上げないで、さつさと本国に帰つて行つたといふこと、この非人道的な処置への精神的な怒りといふか悲しみといふものが、悲しき独立國民の聲となつて現れておると私は思うのです。そこで調達庁としては五十二万七千円の補償金について、檢察審査会の方へその不起訴は不当であるといふ申し立てが現にしておりますので、その結果

るとか、あるいは本人に対して何か懲戒処分をとるかというような形よりは、もつと高い立場で、大国民らしい行動をしようという外交措置がとれないものでしょうか。今後の問題もありますし、こういう方面の事務を処理していらいしやる調達庁として、願わくば繰り返しかかる問題を起さないような、基本的な、あたたい心づかいをするという点に御努力いただきたいらと思うのであります。この点お尋ねを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○福島政府委員 英豪軍と申しますか、国連軍関係の首脳部との話し合いというようなことを、従来よりは一そうその程度を深めまして、とかく問題が多いものでありますから、英豪軍側の日本人との接触という面を改良させるという点に力をいたさなければならぬと考えておりますが、不幸にいたしまして、最高首脳部はすべて呉の方におり、私もときどき参りまして話をいたしておりまして、最高首脳者に関します限りは、そうひどいわからず屋はいないように見ておりますけれども、何分東京におるといってもございませんで、接触の回数が少うございまして、思うにまかせないのであります。今後工夫を重ねまして英豪軍との間に意思の疎通をはかり、また英豪軍の日本における態度につき、イギリス人らしい、または豪州人らしい名譽ある態度をとらせるように、われわれとしても忠告もし、指導もして参りたいものと考えております。

○床次委員長代理 この際お諮りいたします。去る六月二十九日、田原春次

君が委員を辞任せられました結果、理事に欠員が生じたので、その補欠選任を行いたいと思ひます。これを委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○床次委員長代理 御異議なければさよう決します。

田原春次君を理事に指名いたします。

次会は公報をもつてお知らせいたしますこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二分散会

昭和三十年七月七日印刷

昭和三十年七月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局